

大館市高齢者等雪下ろし支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自力で雪下ろしをすることが困難な高齢者等の世帯に対し、冬季間における安全確保と積雪による家屋の倒壊等の事故を未然に防止し、自立した生活の継続と、不安の解消を図るため、雪下ろしに要する費用の一部を助成することについて、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 持ち家住宅 自己が所有権を有する一戸建ての住宅であって、事業実施期間において自己が居住に供しているもの
- (2) 業者 市内に本支店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者
- (3) 市税 大館市市税条例(平成17年条例第11号)第3条に規定する市税

(対象経費)

第3条 高齢者等雪下ろし支援事業(以下「事業」という。)の対象となる経費は、持ち家住宅の屋根の雪下ろし作業及び下ろした雪の除雪・排雪作業(以下「作業」という。)を業者に委託した際に要した費用とする。

2. 対象とする作業の回数は第6条に規定する実施期間につき1回とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に住民登録をし、自力で雪下ろしをすることが困難な世帯で、次の各号の要件をすべて満たす者とする。ただし市長が必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 65歳以上の高齢者だけの世帯で持ち家住宅に居住していること。
- (2) 当該年度において市民税非課税世帯であること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。

(対象外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、事業による支援の対象としない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯
- (2) 別居の親族等や近隣者等による屋根の雪下ろしの支援を受けることができる世帯
- (3) 施設に入所又は病院に入院等をしており、事業実施期間において住居に補助対象者が居住していない世帯
- (4) 世帯分離等により、一戸の住宅に補助対象外の同居者がいる世帯

(実施期間)

第6条 事業の実施期間は、12月から翌年の3月末日までとする。

(補助金の額)

第7条 事業による補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、3万円を限度とする。

(交付申請等)

第8条 事業による、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高齢者等雪下ろし支援事業補助金申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び高齢者等雪下ろし支援事業補助金交付請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 作業を実施する業者から申請者に対し発行された「雪下ろし」と「除雪・排雪」の経費が確認できる領収書
- (2) 作業実施前、実施後の写真
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2. 補助金の交付は、同一年度において1回限りとする。

(交付決定)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、高齢者等雪下ろし支援事業補助金交付・不交付決定通知書 (様式第 2 号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 市長は、第 8 条に規定する実績報告書の内容を審査し、相当と認められたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 11 条 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者がいるときは、当該交付の決定を取り消すとともに、高齢者等雪下ろし支援事業補助金交付決定取消通知書 (様式第 4 号)により、通知するものとする。この場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 12 月 1 日から施行する。